

**「2025~2026年 CFP®受験対策精選過去問題集」**  
**【ライフプラン・リタイアメントプラン】正誤表**

この度は、「CFP®資格審査試験精選過去問題集—ライフプランニング・リタイアメントプランナー」をご利用いただき、誠にありがとうございます。本書に修正個所がございますので、ご迷惑おかけして申し訳ございませんが、下記の通り訂正の上、ご活用くださいますようお願い申し上げます。宜しくお願ひ申し上げます。

FPK研修センター株式会社 本部事務局

記

該当p	問題番号等	誤	正
76	(問題37) 設問C 選択肢4.	4. 本機構の海外留学支援制度（協定派遣）に…の貸与を受けることができる。	4. 本機構の海外留学支援制度（協定派遣）に…の貸与を受けることができる <u>制度は、2024年4月以後廃止となつた。</u>
82	(問題45) 設問B 選択肢1.	1. 夫と妻が共有名義で…それぞれの名義で借入れして返済することができる。	1. 夫と妻が共有名義で…それぞれの名義で借入れして返済することはできない。
247	(問題17) 設問A (イ) (3)	(3) 預貯金等残高 = 前年の預貯金等残高 + (1 + 運用率) + 当年の年間収支	(3) 預貯金等残高 = 前年の預貯金等残高 × (1 + 運用率) + 当年の年間収支
263	(問題37) 設問C 選択肢4. 解説を左記 に差替	4. 適切。第一種奨学金（海外協定派遣対象）は、海外留学支援制度（協定派遣）の給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする者を対象とした貸与型の奨学金で、 <u>留学期間が3ヵ月以上1年以内の短期留学を対象としたものであったが、2024年4月以後廃止となつた。</u>	
267	(問題45) 設問B 選択肢1. 解説を左記 に差替	1. 不適切。以前は、フラット35は一戸の住宅に対して一口の借入れとなるため、夫と妻がそれぞれの名義で借入れして返済することはできず、夫婦の一方が連帯債務者として連名で借入れすることは可能であったが、 <u>2024年10月からは、ペアローンが利用可能となり、夫婦、親子、パートナーがそれぞれ単独で借入申込を行い、2つのフラット35を併せて利用できるようになっている。</u>	
331	(問題166) 設問D (2) 支給額の 計算	(数値訂正)  賃金の低下率 : $\frac{363,000\text{円}}{494,700\text{円}} \times 100 = 73.377\cdots \rightarrow 73.38\%$ (小数点以下第3位四捨五入)	